○事務局長 おはようございます。ご着席をお願いいたします。本日は2名の方から欠席届が出ております。16番委員17番委員です。会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、会議は成立いたしております。それではただいまより令和2年度第4回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

〇会長 (挨拶)

- **〇事務局長** はい、ありがとうございました。それでは、会議規則第4条により、会長は総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、これからの進行を会長よろしくお願いいたします。
- ○議長 それでは、座らせていただいて進行をさせて頂きます。早速、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員を8番委員、9番委員を指名をいたします。よろしくお願いします。続きまして、日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定についてを議題といたします。本件について事務局の説明をお願いいたします。
- ○事務局長 はい、事務局。ページが1ページになります。日程第2、議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可、不許可についての意見を決定するものとする。ものでございます。令和2年7月10日提出、多良木町農業委員会会長。今回が2件の申請が上がってきております。

(2件の申請について説明)

- **○議長** はい、それでは、事前調査の報告をお願いいたします。
- ○3 番委員 はい3番。

- ○議長 はい、3番委員。
- **○3 番委員** 議案第9号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告を行います。今回は、●● さんとそれから、▲▲さん■■さんと2件現地調査を行いました。

きのうの9日に私と4番委員、11番委員それから局長4名で調査いたしました。番号1 の申請につきましては、先ほど説明いただいた箇所になりますが、農振農用地区域内農地と なっておりまして、対価○○円による所有権移転となります。許可の判断につきましては、 農地法の第3条に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているものという ことで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。現地を見ましたが、両方ともきれ いに耕作されてですね、整地はされておりました。以上が●●さん関係です。それから、▲ ▲さんと■■さんの件ですけれども、ここは水田でございまして、やはり昨日、9日に調査 いたしました。第9号農地法第3条の許可申請に関する調査報告を行います。今回1件の申 請がありましたが、きのう9日、私と4番委員、11番委員、局長で回りまして番号2の申 請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内にもなっており まして、対価○○円による所有権移転となっています。許可の判断につきましては農地法第 3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申 請は妥当であるとの協議結果でございました。ここもちゃんとこう水田が管理されておりま して、稲が作付けされておりました。ただ■■さんが病気でですね、で聞いたところ、息子 さんが何か後を継がれるということでございましたので、良いのではないかと思います。以 上です。

- ○議長 ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが本件について、皆さん方何かご意見はございませんか。はい、7番委員。
- **○7番委員** 番号1の●●さんと、▼▼さんの分についてですが、お二人の関係と2番の■■

- さんと▲▲さんの対価とか分かれば教えてください。
- ○議長 はい、事務局。
- ○事務局長 事務局長。はい、まず最初の●●さんですけれども、こちらは親戚になられるということでした。東京にいらっしゃいますので、作りようがないっていうことで、今回●
 ●さんへ譲り渡すということです。もらってくれっていうお話があったということでした。あと▲▲さんと■■さんの分ですけれども、こちらも対価は○○円です。■■さんがずっと小作されておりましてその関係で、こちらも■■さんに譲るというようなことであります。以上です。
- ○議長 7番委員よろしいでしょうか。
- ○7番委員 はい。
- ○議長 他に何かございませんか。はい、18番
- ○18 番委員 はい、18番2番の件ですが、回答もありましたけども▲▲さんは道路拡張で人吉に転居されましたので、そこにおられないということで、田だけ残ってしまったので、前から小作されている■■さんに譲るということになっているそうです。
- ○議長 はい。他に何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第3、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局長 はい、事務局。それでは日程第3、議案第10号について説明をいたしますのでページが5ページになります。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので許可、不許可についての副申、意見を決定するものとする。令和2年7月10日提出、多良木町農

業委員会会長。

(3件の申請について説明)

- ○議長 はい。続きまして、事前調査の報告をお願いいたします。はい。4番委員
 - 昨日9日に3番委員、11番委員、事務局長と調査しました。申請された農地の区分は、 農振農用地区域内農地で、第2種農地であり、立地基準を満たしていると考えます。また、 一般基準において、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当せず、 一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は立地基準及び一般基準の両面から、 転用許可基準を満たしていると思われます。

○4番委員 議案第 10 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する報告を致します。

これは番号1と2の分となります。続きまして、3番議案第10号、農地法第5条許可申請に対する報告をいたします。昨日9日に、3番委員、4番私と、11番委員と調査しました。申請された農地の区分は、農振農用地区域内農地で第1種農地となりますが、農地法施行規則第33条第4号による、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、立地基準を満たしていると考えます。また、一般基準において、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。以上報告を終わります。

- ○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件に対しまして何かご意見はございませんか。はい、12番委員。
- **O12番委員** はい。1番2番ですけれども、賃貸借ということですけれども、幾らかをお願い します。
- ○議長 はい、事務局。

- **○事務局長** ●●さんの方が○○円です。月にそれと▲▲さんの方が月○○円となっております。以上です。
- ○議長 はい、ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第11号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- ○議長 はい、事務局
- ○係長 はい、事務局
- ○係長 それでは、9ページ目をお願いいたします。日程第4、議案第11号、多良木町農用地利用集積に対する意見決定について、令和2年第7回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、別紙計画書について、7月6日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表でご説明いたします。

(全体の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

- ○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件に対して、何か皆様方何かご 意見はございませんか。はい7番委員
- 〇7番委員 ●●委員さんが買われるという農地についてですけれども、今後、●●委員さん はどのような利用されるかについて伺いたいと思います。
- ○9番委員 これは将来、栗をまず植栽する予定です。
- ○議長 7番委員よろしいでしょうか。

- **〇7番委員** はい。分かりました
- ○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします本件についてご異議ございませんか。「はい」と言う者あり。
- ○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第5、議案第11号、空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい事務局
- ○係長 10ページをお開きください。日程第5、議案第11号、空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、農地または採草放牧地の権利移転の制限に関する農業委員会が定める別段の面積を次のとおり定めたいので、可否について、意見を決定するものとします。設定区域空き家に付随した農地、農業委員会が指定した農地、別段面積1アール。付随した農地の面積が1アール未満の場合はその面積、適用日令和2年8月1日、こちらにつきましては、先月の総会にですね、ご提案をさせていただきましたとおり、今回の7月の総会において決定を皆様方にしていただければと思っております。適用日の令和2年8月1日のところにつきましては、各町内の方への周知期間をということで、8月1日からっていうことで適用させていただきたいと思っております。こちらのほうの決定をいたしましたら、回覧等で周知をいたしまして、やりたいと思っております。以上で説明終わります。
- ○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。何かございませんでしょうか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。「異議なし」の声あり。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第6、報告第5号、農地法第18条第6項の規定に

よる小作地の合意解約の報告について、議題と致します。はい事務局。

○係長 それでは、11ページをお開きください。日程第6、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の報告について、令和2年5月26日から令和2年6月25日までとなっております

(内容説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。ないようでしたら日程第6の報告を終わります。続きまして、日程第7次回総会に伴う事前調査員の指名を行います。次回総会に伴う事前調査の調査委員を5番委員、12番委員、13番委員にお願いしたいと思いますが、御三方ご都合如何でしょうか。はい、それではよろしくお願いいたします。次回のはい、次回は8月でございますので、お盆前ということで、総会を8月の11日、13時から事前調査がですね、前の週の8月7日、9時からよろしいでしょうか、総会を8月11日の午後13時から事前調査を8月7日の午前9時から行いたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、それではよろしくお願いいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は全て終了致しました。

議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承くだ さい。

○事務局 はい、長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。以上を持ちまして、令和2年度第4回多良木町農業委員会総会を閉会致します。本日は大変お疲れさまでした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

 議長
 委員

 委員
 書記